

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず東通村役場税務住民課へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、東通村役場税務住民課または青森県後期高齢者医療広域連合（後期高齢者の方はどちらでも可）までお問い合わせください。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

2 振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更（解約・金融機関の店舗統廃合等）があったときは、必ず東通村役場税務住民課へ届出してください。

※届出がないと振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

3 パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさんの日頃の健康管理に活用していただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の交付時に同封しています。ぜひお役立てください。

問合せ先

東通村税務住民課

(電話0175-27-2111)

青森県後期高齢者医療広域連合(電話017-721-3821)

国民年金からのお知らせ

予約でスムーズ！ 年金相談は予約が便利です！

むつ年金事務所では、ご自身の年金請求手続きや年金額に関する相談、ご家族が亡くなられた際の手続き等について、待ち時間なくスムーズにお手続いただけるよう事前のご予約をお願いしております。

是非ご予約のうえ、ご来所いただきますようお願いいたします。

日本年金機構 予約受付専用電話 0570-05-4890

受付時間 月～金（平日） 8:30～17:15

※ご連絡の際は、「基礎年金番号」のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。